

第4 今後の課題

東日本大震災の発生からはや1年が経過したが、今なお、約34万人の人々が避難生活を送られており、被災地域では、いまだに最終処分場に膨大ながれきが処分されずに残ったままの状態となっている。このように、復旧・復興への道のりは遠く幾多の困難も伴うことが予想されるが、復旧・復興工事は、これから本格化し、徐々に地域の復興、地域住民の生活再建が進展していくものと思われ、また、1日も早い復興・再建が望まれる。

また、原発事故は収束となったものの、その影響はいまだに甚大であり、引き続き、冷温停止状態を維持継続させるための様々な対応が必要であるほか、東電福島第一原発の原子炉から放出された放射性物質の影響から、福島県をはじめ東日本の広範囲にわたり土壌等が汚染されたため、この除染への対応が急務となっている。

このような状況の中、労働基準行政としては、労働者保護の基本理念の下、労働条件の確保や労働者の安全と健康確保、被災者やその遺族への労災保険給付を通じた社会援護等、震災直後から取り組んできた様々な取組を踏まえ、被災地域の動向等を注視しつつ、労働基準行政が取り組むべき次のような主要な課題に対し、全力で取り組んでいく。

(1) 労働条件の確保・改善等

被災地域では、厳しい経済・雇用情勢の下、これから復旧・復興に向けた動きが本格化していく中で、被災者をはじめとする労働者の生活再建が重要となることから、労働者が安心して働けるよう、労働条件の確保等を通じ、労働環境の整備を図っていく必要がある。

このため、労働基準行政としては、解雇や雇止め、賃金等の様々な労働相談に懇切、丁寧に対応するとともに、労働条件確保上の問題が生じた場合には、監督指導等を通じて、迅速・的確に対応していく必要がある。

また、震災後、メンタルヘルスの不調を訴える労働者も依然として多く存在しているものと思われることから、これら労働者への健康相談対応等を的確に行っていく必要がある。

(2) 東日本大震災からの復旧・復興に従事する労働者の安全と健康確保

東日本大震災の復旧・復興作業が本格化していく中で、復旧、復興工事での重機災害や墜落・転落災害をはじめとする労働災害の発生や、解体工事等でのアスベストのばく露による健康障害の発生が懸念されることから、労働災害防止対策、アスベストによる労働者の健康障害防止対策に万全を期する必要がある。

このため、まず、震災復旧・復興工事については、現在、被災地で実施されている建築物等の解体工事での労働災害防止対策を引き続き徹底するとともに、被災地の地方自治体が作成した復興計画に基づき、今後、進展が見込まれる復興工事については、地方自治体の発注情報を把握した上で、集団指導、パトロール、個別指導等を組み合わせることで効果的・効率的な指導を実施する必要がある。

また、震災復興工事では、一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施されることから、工事の輻そうによる労働災害を防止するため、地方自治体の公共工事担当部署等との連絡会議を開催するとともに、発注者と近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置・開催を指導するなど、復興工事の進捗状況に応じた労働災害防止対策をしっかりと推進することが必要である。

なお、建築物の解体等の工事や集積されたがれきの処理等に当たっては、建材中にアスベストが含まれている可能性があるため、呼吸用保護具の着用と安全衛生教育の実施等の健康障害を防止するための措置を徹底する。また、復旧・復興工事には、被災者や他業種の労働者が建設業に新たに参入することが予想されるため、新規入職者に対する安全衛生教育が確実に行われるよう徹底する必要がある。

(3) 除染等業務従事者の放射線障害防止

平成24年度から本格化する除染等業務に従事する労働者の放射線障害を防止するため、平成24年1月1日から施行された除染電離則と「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」（平成23年12月22日基発1222第6号。以下「ガイドライン」という。）に基づき、発注者である地方自治体等と連携しつつ、①被ばく線量管理、②被ばく低減のための措置、③汚染拡大防止、内部被ばく防止のための措置、④労働者に対する教育、⑤健康管理のための措置、⑥安全衛生管理体制等がしっかりと実施されるよう、除染等業務を行う事業者に対する監督指導、個別指導等を徹底する必要がある。

また、今後の除染作業の進展に伴い、避難区域の縮小の準備のため、避難区域内の生活インフラの復旧工事等も活発化することが予想されるが、土壌の掘削等、除染等作業と同様の被ばくが予想される作業を含む工事等を実施する事業者に対し、ガイドラインに規定されている事項のうち、被ばく管理、汚染拡大防止、内部被ばく防止、労働者教育等のうち、必要な事項を実施するよう指導していく必要がある。

さらに、上下水道施設、焼却施設、中間処理施設、埋め立て処分場等での業務等、除去土壌又は汚染廃棄物の処分の業務については、管理された線源からの被ばくであることから、除染電離則ではなく従来の電離則を適用することとしているので、電離則に基づく被ばく管理等がしっかりと行われるよう関係事業場を指導していく必要がある。

(4) 東電福島第一原発での放射線業務と各種工事等従事者の電離放射線障害防止等

東電福島第一原発で放射線業務と各種工事に従事する労働者の放射線障害を防止するため、東京電力、元方事業者並びに関係事業者に対する被ばく管理、健康管理等に関し、必要な監督指導等を行う必要がある。また、一定の線量を超える緊急作業従事者に対しては、事業者が「東電福島第一

原発における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針」(平成23年10月11日付け公示第5号)に基づくがん検診等を実施するよう指導を行う必要がある。

さらに、一定の線量を超える被ばくをした緊急作業従事者が就業上の不利益な取扱いを受けることのないよう、その処遇、配置等の配慮を指導しているので、必要に応じ事業場に対する指導、労働者の就業支援等を行う必要がある。